

卒業認定に関する方針

優和福祉専門学校 介護福祉科

本学の建学の精神、学則第1条に定める目的を達成することを基本理念とし、以下に掲げる資質及び能力を身に着け、所定の科目を履修したことを学校長が認めたものを卒業と認定する。また、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

1. 「人間の尊厳の尊重」の理念を理解し、介護の倫理を身に着け、深い人間愛と広い視野をもって、専門職としての実践的な知識・技術を修得すること。

卒業要件

1. 介護福祉士国家試験の受験資格である所定の科目について講義時間の3分の2以上の出席をもって単位認定試験を受け、60点以上の評価を得る。
2. 介護実習については実習時間の5分の4以上の出席をもって60点以上の評価を得る。
3. 医療的ケアについては所定の講義時間出席し、基本研修の合格基準に達する。
4. 卒業論文の提出及び発表をもって修得を認定する。